

4.被災住宅の所有者が死亡（または行方不明）の場合に必要な書類

被災住宅の所有者が死亡（または行方不明）の場合に必要な添付書類については、
 [建築・購入] 申請の手引き（P 23、37～39）を参照してください。

14

被災住宅所有者との関係を示す「被災住宅所有者との関係確認書」が提出されていない

申請の手引きの巻末にある書式集から切り取るか、または住まいの復興給付金事務局ホームページからダウンロードしてください。
 別途、記入の仕方や申請の手引きを参考に作成してください。

15

被災住宅の所有者が死亡（または行方不明）であることを確認する「住民票の除票の写し」が提出されていない

被災住宅の所有者が、死亡（または行方不明）であることが確認できる「住民票の除票の写し」、または「戸籍全部事項証明書（除籍全部事項証明書）」を提出してください。

16

被災住宅の所有者に代わる者が、被災時点で被災住宅に居住していたことが確認できる「住民票（除票含む）の写し」、または「戸籍の附票の写し」が提出されていない

被災住宅の所有者が死亡（または行方不明）の場合、
被災時点で居住していた人（＝被災住宅の所有者に代わる者）が給付申請することができるようになります。

被災時点で居住していたこと、り災証明書に記載された被災住宅の所在地と同じ住所であることを確認してください。